

2 手帳の交付に関すること

まほうつう
共通

障がいのある方が一貫した相談や援護を受けられるよう手帳が交付されています。

手帳の交付に関すること

2

(1) 3障がい手帳の統合等について

本県では、平成20年4月より、障害者自立支援法施行に伴う障がい福祉サービスの一元化や障がい種別ごとに手帳が異なることにより障がい識別されてしまうことに対する心理的負担を軽減するため、以前はばらばらであった、身体、療育、精神の3障がい手帳の外観を統合することにしました。併せて、顔写真が古くなって、本人確認手段として不適切な状態にある手帳が多くあることに考慮して、原則10年経過したら、手帳の再交付申請をしていただくようお願いすることとしました。

手帳の統合について

サイズ 縦11.4cm×横7.5cm (身体障害者手帳の大きさ)

形式 手帳を開かずに提示できる形式 (定期入れ用) (身体障害者手帳と同じ形式)

色 深緑 (同一色)

表記 県章の表記のみ (カバーの表記を廃止)

カバーの窓から見える台紙は、「障害者手帳」及び「鳥取県」と表記

※ 平成30年4月より、鳥取県東部管内については、鳥取市が手帳の交付を行うこととなったため、カバーの窓から見える台紙は「障害者手帳」及び「鳥取市」と表記されます。

新手帳の切替時期について

種別	対象者	切替時期
身体障害者手帳	所持期間が10年以上の方	すみやかに再交付申請してください。
	所持期間が10年未満の方	10年たったら再交付申請してください。
療育手帳	50歳以下の方	30歳、40歳、50歳の再判定時、又は記載欄がなくなると新しい手帳に切り替える時に再交付申請してください。
	50歳を超える方	60歳、70歳… (以下10歳刻み) 時に再交付申請してください。
精神障害者保健福祉手帳	記載欄がなくなった方	新しい手帳に切り替える時に手続きをしてください。

※1 現在所持されている手帳は、切り替えまでの間、そのまま使えます。

※2 切替時期が来ていなくても、希望される場合は、対応します。

【再交付申請に必要なもの】

再交付申請書

写 真 無帽正面上半身、最近撮影したもの。縦 4 cm×横 3 cm

印 鑑

【窓 口】 市町村福祉担当課 ※連絡先は、p158～p159をご覧ください。

避難行動要支援者情報等の申出について

鳥取県では、平成20年4月から、障害者手帳を新たに交付された方または再交付された方に対し、①避難行動要支援者、②点字（SP）情報提供希望者に関する情報、③障害者手帳所持者の就労情報について、ご本人が同意される場合に限って、県に申し出てください、その情報を基にして各種の障がい福祉施策の充実を図ることとしています。

【避難行動要支援者情報等の登録に必要なもの】

障害者手帳発行・管理システム登録申出書

（申出を希望（同意）される方は、申出書の内容をよくご理解の上、下記の窓口で申出してください。（個人情報を含みますので、慎重にご判断ください。））

【窓 口】 市町村福祉担当課 ※連絡先は、p158～p159をご覧ください。

(2) 身体障害者手帳

身体

身体障がいのある方が、身体障害者福祉法及び障害者総合支援法に基づく援助を受けるためには、身体障害者手帳の交付を受けることが必要な場合があります。

【対象者】

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体（上肢、下肢、体幹、脳原性運動機能障害）、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓機能に一定以上の障がいのある方に交付されます。

【交付申請・再交付申請に必要なもの】

- ・（再）交付申請書 （15歳未満の方は、保護者が申請してください。）
- ・写 真 （無帽正面上半身、最近撮影したもの。縦 4 cm×横 3 cm）

- ・ 診 断 書 (知事又は中核市長が指定している医師により書かれたもの)
(ただし、手帳の紛失・破損・汚損による再交付の場合は必要ありません。)

- ・ 印 鑑

【注意事項】

- ・ 障がいの程度によって、手帳が交付されないことがあります。
 - ・ この手帳は、他の人にあげたり、貸したりすることはできません。
 - ・ 手帳を紛失したり破損したとき、または新たに障がいが増えたり障がいの程度が変わったときは、再交付の申請をしてください。
 - ・ 障がいが増えたり治癒した場合や、死亡された場合等、この手帳が不要となったときは速やかに返還してください。
 - ・ 住所、氏名、保護者名等が変わったときは、下記の窓口へ届出をしてください。
- 【窓 口】 市町村福祉担当課 ※連絡先は、p158～p159をご覧ください。

(3) 療育手帳

知的

知的障がいのある方が、行政機関等で一貫した相談・指導を受け、各種の援助を受けやすくするための手帳です。

【対象者】

知的障害者更生相談所（18歳以上の方）または児童相談所（18歳未満の方）で判定を受けて交付されます。

【交付申請・再交付申請に必要なもの】

- ・ (再)交付申請書
- ・ 写 真 (無帽正面上半身、最近撮影したもの。縦4 cm×横3 cm)
- ・ 印 鑑

※交付申請に基づき、児童相談所または知的障害者更生相談所で判定を受けることとなります。

【注意事項】

- ・ 障がいの程度によって、手帳が交付されないことがあります。
- ・ 障がいの程度を確認するために、再判定を受けていただきます。手帳に記載された期限を過ぎると手帳が使えなくなることがあります。
- ・ この手帳は他の人にあげたり、貸したりすることはできません。
- ・ 住所、氏名、保護者名等が変わったときは、下記の窓口へ届出をしてください。
- ・ 手帳をなくしたり、破損のために使えなくなったときは、再交付の手続きをしてください。

い。

・障がいがなくなった場合や、死亡された場合等、この手帳が不要となったときは速やかに返還してください。

【窓 口】 市町村福祉担当課 ※連絡先は、p158～p159をご覧ください。

(4) 精神障害者保健福祉手帳

せいしん
精神

精神障がいのある方の社会復帰、社会参加、自立の促進を図るために交付される手帳です。

【対象者】

一定の精神障がいがあり、長期にわたって日常生活、または社会生活への制約（障がい）のある方に交付されます。

【交付申請・再交付申請に必要なもの】

・(再)交付申請書（次の①～③のいずれかを添付してください。）

①医師の診断書

②障害年金の年金証書の写しと直近の年金振込通知書あるいは年金支払い通知書の写し

③特別障害給付金の受給資格証の写し

（ただし、手帳の紛失・破損・汚損による再交付の場合は必要ありません。）

・写 真 （無帽正面上半身、最近撮影したもの。縦 4 cm×横 3 cm）

・印 鑑

【注意事項】

・申請はご本人がすることになっていますが、家族や医療機関などの職員が手続の代行を行うことができます。

・この手帳の有効期間は2年ですので、2年ごとに更新をしてください。なお、その間でも、障がいの状態に変化があった時には、障がい等級の変更の申請をすることができます。

・この手帳は他の人にあげたり、貸したりすることはできません。

・住所、氏名等が変わったときは、下記の窓口に届出をしてください。

・手帳を紛失したり破損したときは、下記の窓口に届出をしてください。

・障がいの状態がなくなった場合や、死亡された場合等、この手帳が不要となったときは速やかに返還してください。

【窓 口】 市町村福祉担当課 ※連絡先は、p158～p159をご覧ください。